

議 事 録

会議名	第3回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会		
開催日時	令和4年1月20日（木）14時00分から16時46分		
開催場所	東分庁舎2階 第1・2・3会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>【出席者】 < 委員 > 屋敷和佳（副委員長）、沼井さおり、門脇崇、椎谷智晃、露木武光、高橋恵一、臼井浩美、鈴木正、高橋一之、平戸芹香、深澤文武、野崎誠</p> <p>< 事務局 > 教育次長：内田武秀、教育政策課長：高橋陽一、教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹：黄木悟、教育政策担当副主幹：尾畑浩司、教育政策担当主任主事：三澤功一 教育施設給食課長：水越豊</p> <p>【欠席者】 < 委員 > 山崎俊裕（委員長）、齋藤正信、河村卓丸、戸村孝、伊藤研、田村丈晴</p> <p>【傍聴者】 1名</p>		
議 題	(1) 寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート（追加分）自由記述及びまとめについて (2) 基本方針（個別内容検討）について (3) 町立学校の視察について		
決定事項	特になし		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	

議事の経過	<p>○開会</p> <p>【事務局（内田教育次長）】 それでは会議を始めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日はご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより第3回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会を開催させていただきます。本日も、議事までの間、進行を務めさせていただきます、教育次長の内田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は山崎委員長、それから自治会長連絡協議会の齋藤委員、小谷小学校長の河村委員、町職員の戸村委員と寒川高校校長の田村委員につきましては、ご欠席となっております。また、町職員の伊藤委員につきましては、欠席もしくは後半出席できるかどうかということで、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員は12名という形になります。12名ということで、寒川町立小・中学校適正化等検討委員会設置要綱第6条の規定により、半数以上の委員が出席されておりますので、本日の会議の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。</p> <p>また、本日、公開している会議でございますので、傍聴の方もおられますので、ご承知いただければと思います。</p> <p>次に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p><資料の確認 資料 N01～7></p> <p>【事務局（内田教育次長）】 それでは、本日、山崎委員長がご欠席でございますので、以後の進行につきましては、要綱第5条の規定により屋敷副委員長をお願いしたいと思います。屋敷副委員長、よろしくお願いいたします。</p> <p>【屋敷副委員長】 皆さん、こんにちは。山崎委員長に代わりまして、本日は屋敷が司会を務めさせていただきます。</p> <p>【事務局（内田教育次長）】 もう一つご報告を忘れていまして、実は今日、コロナの状況がこのような中で、まん延防止措置が神奈川県に発表されるということの中で、町のほうでコロナの対策会議がこの後4時から予定されておりますので、町職員の委員におきましては、4時の会議のときに中座させていただくような形になってしまうと思いますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>すいません。よろしくお願いいたします。</p>
-------	--

【屋敷副委員長】 承知しました。

改めて、皆さんこんにちは。今日、山崎委員長は大学の関係でご出席になれませんので、屋敷が務めさせていただきます。

4時に町職員の方は中座ということでございますが、なるべく効率よく会議を進めさせていただきたいというふうに思っておりますし、また、なるべく多くの方に発言させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、議事録の承認委員の指名をいたします。議事録承認は名簿順に指名することとなっておりますので、今回は、露木委員、高橋恵一委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「了承」の声あり)

【屋敷副委員長】 よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入ります。議題3-1であります。「寒川の町立学校の目指すべき望ましい教育環境に関するアンケート(追加分)自由記述及びまとめについて」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局より次の資料を説明【事務局(黄木教育政策課専任主幹(兼)学校教育課専任主幹)】

・資料NO.1 寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート(追加分)自由記述及びまとめ

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたのですが、何かご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。皆さん既にご覧になっているかと思っておりますので、どこからでも結構ですので、お願いできますでしょうか。

【委員】 ただいまご説明があったこの関係で1点質問させていただきたいと思ひます。令和3年度の学力の関係で、寒川町が全教科で国から大きな差はないと。中学校におきましても、ほぼ同等だったということ。それは分かりました。

しかしながら、この23分の1ページのところを見ていきますと、寒川の学習状況向上につなげていきたいとか、学力の低さを何とかしてほしいといったような記述があります。何か寒川だと学力が低いんだと

いう、そういったイメージがあるんじゃないかと。それは、教育委員会としては、どういったことが原因であるかお考えでしょうか。

【屋敷副委員長】 今の委員の質問、もっともなことだと思うので、これまでの全国学力・学習状況調査等々の推移も含めてお話しいただけますでしょうか。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 今年度実施された全国学力・学習状況調査の部分での結果をお伝えしましたが、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となっております。ですので、一昨年度の部分との比較で申し上げますと、それまで確かに、特に小学校におきまして、全国、県よりもやや下がるというような傾向はございました。多分、そうしたところでのイメージという部分がまだ残っている。今年度の状況につきましては、先日議会を通して発表したところでございますが、周知がまだ、コロナ禍という部分も含めて、なかなか徹底できてないというところがあるのではないかなというふうに捉えておるところでございます。

そういった部分で、まさに学校や教育委員会が様々な取組をしっかりと進めていくことはもちろんなんですが、発信力というところは非常に大事になっているんだなということを痛感しているところでございます。

以上でございます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。今のでよろしいでしょうか。

【委員】 了解です。

【屋敷副委員長】 そのほかございましたらお願いします。

【委員】 今の補足になるのかも分かりませんが、町内の人が寒川に対して学力が低いと見られるのは、私も何度かここで話したかもしれませんが、1つが投票率。寒川の投票率が常に神奈川県内でブービーまたはブービーメーカーになっているということですよね。これは事実ですから。このようなことが町内から寒川町って低いんだねというふうに言われている原因じゃないかと思うんです。1つは。

ここで話すことじゃないですけども、1つ、投票率を上げるような取組を町全体でしていただければ、多少意識が変わるんじゃないかなと思うんです。

以上です。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。直接には関係ないんですが、底のほうではつながっているかもしれませんね。

そのほかいかがでしょうか。

【委員】 今おっしゃられたところで、学力というところでソフトの面のご指摘があったと思うんですけども、私、このアンケートのまとめの部分を見ていまして、2から始まる通学路の部分ですとか、学校の学習環境の施設の部分というところをちょっと注目していまして、これは子どもたちにとって、教育環境がよくなるという部分もそうですし、防災とかの部分で考えると、これは子どもたちだけではなくて、寒川に住んでいる人たち全員が関わってくる問題なのかなというふうに思いますので、ソフトの部分も大事なんですけれども、ハードの部分、学校って教育だけじゃなくて防災とか地域の交流の場にもなるというところも、この検討委員会でいろいろ議論できればいいかなというふうにこのアンケートを見て感じました。

以上です。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。確かに、ソフト面もさることながら、施設面でも、まだ見学等は行っておりませんが、その辺り注意しながら今後いろいろご議論いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

これに対して事務局何かございますか。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 前回の検討委員会におきましても、本日の資料の2にもなっておりますが、基本方針の骨子についてご説明申し上げたところでございます。その中でも、委員がおっしゃるとおり、ハードの面というのは非常に大事な要素でございますので、ソフトというところだけでなく、ハードというところ、学校施設ですとか、その他の校舎の安全、また地域への配慮といった部分はしっかりと方針の中、骨子としても盛り込んでおりますので、ぜひ、方針についての部分もそうですが、次年度以降の計画を検討する際にも、この部分は検討の柱になっていくかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。実はこういった調査というのは、大量なものを整理するというのはそう簡単なことではないんですが、事務局のほうでうまくまとめてくださっていると思います。ここに書いてある内容、それからまとめについては、今後いろいろ議論していく中でも、これを基にご発言いただくことがあるかと思っておりますので、どうぞ皆さん、一通り、いま一度、しっかりまとめも含めて読んでいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

す。

それでは、特にこれはもうよろしいですね。ほかにいいですか。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 す
いません。今ご説明申し上げた自由記述の資料NO. 1の1ページ目に、
大分類、小分類ということで、現時点ではこのような分け方をさせてい
ただいておりますが、先日、教育委員にも同じご説明したときに、より
分かりやすく、このまとめ方についてはいま一度確認しながら進めてほ
しいというご意見もありますので、分かりやすさという観点で、本日は
こういう整理の仕方、この項目の並べ方でお示しさせていただいてお
りますが、分かりやすさというところから、この順番等を変えたほうが
いいかなというところについては検討したいと思っておりますので、また最終
的な段階になったときに、変更したところがあればお伝えします。変更
の可能性もあることを、ご承知おきいただければと思います。

以上です。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

すいません。ちょっと私思い出しました。414件、588件とおっ
しゃいしましたが、414名ですね。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 さ
ようございます。

【屋敷副委員長】 414名のうち588件の内容の項目について回
答があったということで、1人当たり1.4から5項目について意見を
述べていらっしゃるということになります。ありがとうございます。

では、次に参ります。議題2「基本方針（個別内容検討）について」
であります。ここからは、資料ごとに区切って進行してまいりたいと思
います。まず、資料NO. 2及びNO. 3について、事務局から説明をお
願ひいたします。

事務局より次の資料を説明【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学
校教育課専任主幹）】

・資料NO. 2 寒川町立小・中学校適正化等基本方針骨子（案）

【屋敷副委員長】 資料2に基づきまして、適正化等基本方針骨子
（案）について説明をいただきました。これにつきまして何かご意見が
ございましたら、願ひいたします。特になければ、またこれは全体を
まとめていく中で最終的に調整というのも必要になってこようと思
いますが、ひとまずはご了解いただいたというところで進めさせていた

きたいと思います。ありがとうございます。

それでは、資料3に参りましょうか。お願いいたします。

事務局より次の資料を説明【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】

・資料 NO. 3 寒川町における学校適正化に係る教育の在り方について

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたが、皆様からの質問を受けたいと思います。ご意見があればお願いしたいと思うんですが、その前に、1つ私のほうから。

現在の課題を踏まえて、色々と今後目指す方向が述べられております。また、どういったところが軸になるのか検討の一番の中心のところ、柱になるようなこともございます。

そこで、1つは、資料2との関係を考えていくと、この資料2と資料の3は、例えば、目指す子どもの姿というのは、資料2の「はじめに」の3のところにあります。「寒川町が目指す教育」とあります。そうすると、ほかの部分はどこに該当するのかということをも今の時点で事務局のほうで何かを考えてあるのであれば、まずそれをお聞きしておいて、ご質問を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 ありがとうございます。今、副委員長からご説明あったとおり、目指す子どもの姿というのは、基本方針の骨子にある「はじめに」のところにある部分でございます。また、実際に基本方針というところで様々記載がされておりますが、その中でも適正な学校規模ですとか、「学校の新たな『かたち』づくり」という、どちらかというソフトの部分ですね。その部分はこの小中一貫、少人数教育、コミュニティ・スクールというところは非常に関連しているところなのかなと思っています。

それ以外の基本方針骨子にあります3の（2）から（7）の部分については、一まとめに教育環境というような捉え方をさせていただいております。ですので、この後、新たな形づくりというところでは、先ほど資料3にありました小中一貫、少人数教育、コミュニティ・スクールといった部分、その他の部分につきましては、教育環境ということでもう一つ、計4つに分けてこの後検討をしていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。下の「学校の新たな『かたち』づくり」のところが基本方針の3の辺りに入ってくるということでもあります。このような全体構造を考えながらご検討いただければと思いますので、ご意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員】 すごく初歩的な質問で申し訳ないんですけども、この資料3とか資料2というのは、いずれ完成したら町民の皆さんに見せる資料ということで間違いないですか。そうでしたら、アンケートに自由記述の最後のほうに、そもそも今の教育でどうなっているか分からないというような意見があったのを先ほど確認しました。また、資料3-3の下のほうで、新たな形づくりということでいろいろ寒川町がやっていきたいことが載っていると思いますが、そもそも今どういう状況なのか分からないから、今後やることを書いてあっても、今これができていないんだなということぐらいしか分からないんじゃないかと個人的には思っています。すごく具体的に書かなくてもいいと思いますが、今こういうことができてないから少人数教育をしていくとか、今こういうのが足りてないからコミュニティ・スクールを導入していくとか、そういうことが少しでも書いてあったら、そういう人がこの資料を読んだときに、今からどういうふうに改訂されてこれが採用されていくのかということが具体的に分かりやすくなってくるんじゃないかなと個人的に思いました。

以上です。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。現状と背景を踏まえてのことなので、その辺りをもう少し説明してからということですが、事務局、いかがでしょうか。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 非常に貴重な意見ありがとうございます。そのとおりかなというふうに思っておりますし、そういった部分については、資料2の骨子のほう、こちらの骨子は、具体的には基本方針の目次のような形で記載されていくことになると思います。その中で、今ご指摘があった現状の部分、そこらは特にソフト面の部分で、今、この資料3でも記載していますので、ここの部分は（1）の「学校の新たな『かたち』づくり」、こちらの資料も入っていくというふうに捉えています。

その中で、現状についても、形づくりを語る上でこういった現状、あまり多いですと、そこがかなりページ数が多くなってしまって、バランスがかなり悪くなってしまっていますが、概要というところで、今も、今年

度、寒川町の教育振興基本計画については策定されたばかりですので、そういった部分を参考にしながら、現状についても概要を載せていくべきというふうに捉えたところです。

以上でございます。

【屋敷副委員長】 よろしいですか。私のほうから申し上げたいと思うんですが、考えてみましたら、基本方針の骨子案の資料の2のところの初めの2のところ、「寒川町立学校の現状と予測」とありますよね。そうすると、今、委員からご指摘があったようなところで、ここに入れることができるものがどのくらいあるのかということ事務局のほうで検討いただければいいのではないかなと思います。どうでしょうか。

【委員】 資料2に詳しく書いてあることもすごくいいと思うんですけども、資料3ですごく分かりやすくこの下のイメージで書いてあるので。そこでどこが今駄目なのかということを書いたらいいかなというふうに思いました。でも、資料2のところですごく詳しく書いてくれるなら、皆さんも読んで分かってくださると思うので。

ありがとうございました。

【屋敷副委員長】 委員のご意見は、特に3の中で留意事項を書く中で、現状をしっかり述べて、それに対しての対策といいますか、留意事項を載せたらどうかということでございます。よろしくお願いします。

そのほかございませんか。こういう会議で、重要なのはPTAの保護者の皆さんの意見が貴重だというふうに思うのですが、すいませんが、お願いします。

【委員】 今、この小中学校の教育にスポットが当たってこの会議を開いているところなんですけれども、この「めざす子どもの姿「さむかわっ子」」で、要は、グローバルなところで生きていってほしいよというための教育をしたいというふうに書いてあるんですけども、寒川町として、この育てた子どもが外に出ていってほしいのか、それとも、寒川町の税収が上がるように、寒川町の地元で働いて、グローバルなほうを評価していってほしいのか。

結局、これ、子どもの教育を町が一生懸命教育費をかけて育てても、ほかの地域に移住してしまっただけで寒川町に税収が入らなくなった場合に、あんまりこれ、国としてはいいのかもしれないですけども、寒川町的にどうなのかなと疑問があります。結局、尻すぼみになっていって、厳しい状況になっていってしまうことを心配しています。

小中学校の教育に今はスポットが当たっていますけれども、その先で

すよね。寒川町はこれだけ就職先がありますとか、例えば、町工場とか、工場は結構多いと思いますけれども、そこら辺と連携して、今ちょっと年収が下がっているとか、失われた30年とか、大体ニュースになっていると思うんですけれども、寒川町に住んでいる人はこれだけ年収が上がっていますよとか、そういうセールスポイント分かってくると、今度、ここに住みたいなという人が増えてくるわけで。

人口が増えれば、もちろん学校の規模も変わってくると思いますので、まず、この適正化も難しいんですけれども、まずアウトプット先です。将来的に町がどういうふうを考えているのかをまず決めていただかないと、せっかく育てた子どもが町に貢献して行ってほしいからこういう教育したいんですという具体的な方向性がないと、結局、ここでコミュニティ・スクールとかいろいろ子どもにとっていいことをやろうとしているのは分かるんですが、育てた子どもがどうなってほしい、町としてはどうなってほしいというのが、この資料とかこの基本案だと私のほうはビジョンが分からなくて、まず、そこら辺を明確にさせていただくと、保護者的には、ああ、こういう理念があって、こういうふうに教育していくんだなという筋が通るといえるか、少し安心するので、具体的にそういうのも盛り込んでいただくとちょっと分かりやすいのかなと思います。

【屋敷副委員長】 事務局、お願いします。

【事務局（高橋教育政策課長）】 ありがとうございます。先ほど最初に見ていただいたアンケート、追加分の住民意見の中でも、今、単に教育というだけではなくて、まちづくりという観点で教育も捉えるべきじゃないかというご意見も結構出ております。今、資料の3ですとか2の中では、適正化ということで、教育の面での内容を見ていただいているんですけれども、もっと大きく、広く捉えて、今、委員に言っていたように、まちづくりとか地方創生という観点で言うと、まち・ひと・しごとと言っていますけれども、定住していただきたいと、寒川で生まれ育った子は、寒川に住み続けて、この町を担って行っていただきたいというのが根本的にございます。

先ほど自由意見のお話をしましたけれども、意見の内容としては、この魅力的な町といいますか、選ばれる町となるためには、教育のレベルの高さといいますか、学力の面もその選べる理由の1つとなっているから、やはりそういった観点から言っても、寒川町は教育に力を入れていくべきだというご意見も生の意見として出ております。

私どもも、そういった面も地方創生の観点でありますので、住み続け

ていただくため、また、ほかの地域から移り住んでいただくためには、しっかりと子どもの教育についても力を入れている町なんだということは知っていただきたいですし、そこが大事だというふうに思っております。

ですから、町の教育委員会だけではなくて、町長部局でも、町のブランディングですとかプロモーションといった関係で取り組んでおりますけれども、それは今申し上げたような選ばれる町となるためには、教育面ですとか、仕事の面ですとか、様々な要素が魅力的にそろっていなければいけないし、そろっていれば定住も移住も促進されるということで、両輪で動いておりますので、そういう中でこの適正化も進めていくんだというふうに捉えていただければと思います。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 すいません。補足になりますが、そういった町への定住、移住という観点も非常に大事なところでありますが、教育という本来の目的ですね。教育基本法等にも記載されていますが、子どもたちの人格の完成というのがありますので、どんな子たちも、日本に住んでいる子どもたちがどこに住んでいても一人一人が幸せになるための資質・能力を育てていく、時代に応じて求められる力を育てていける、そういった環境を与えていかなければいけない。これは我々大人の責務だと思います。

そういった部分で、移住、定住だけでなく、本来の教育の目的というところが非常に大事というところで、そういった子たちを育てるために今時代に求められている取組というところで、資料3番のほうに記載させていただいた柱というのが、特に学校適正化を推進する中で検討する必要があるのかなと捉えてございます。

以上でございます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

今の委員の意見については、多分、この上位の、教育の上の町の総合計画であるとか教育大綱との絡みが出てくると思いますので、この辺りもまた詳しく機会を見て説明をいただいて、先ほどの委員の意見をそこにどういうふうに反映した形でこれを進めていくか、まとめていくかということを考えていただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

考えましたら、このような教育が実現できれば、おのずから、ほかの市町村から寒川町に人が集まってくるということになるということだとは思いますがけれども。

それでは、せっかくの機会です。他に何かございますか。

【委員】 ちょっと事務的な質問になるかなと思いますけれども、今、委員がおっしゃられていたところで、私も気づいたんですが、これから、基本方針ですとかいろいろ議論をしていく、2年間かけて議論していく中で、しっかり取りまとめをしていくと思いますけれども、せっかく集まって議論したものをちゃんと読んでもらいたいというか、町民の皆さんにも理解してもらいたい部分もありつつも、まず、そんなに町民の皆さんがしっかり読んでくれるんだろうかという部分もあると思うので、例えば、分かりやすいパンフレットとかリーフレットみたいなものを一般の町民の方に見てもらおうですとか、例えば、動画、ユーチューブとかSNSを使って分かりやすく、今検討委員会がどんなことを考えているのかみたいな、広報的な部分も何か考えていくと、せっかくしっかり議論した部分が、町民の皆さんに伝わらないと、ちょっと意味がないかなと思うので、何かそういう町民の皆さんとのコミュニケーションみたいなところも、考えたらいいんじゃないかなと。ここで、個人的なところですけども、いろいろ議論を聞いていて思いました。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。特に事務局から何かございますか。

【事務局（高橋教育政策課長）】 ご意見ありがとうございます。この場合は、今、学校の適正化ということで議論しておりますけれども、全体に当たっては、町の公共施設の再編の関係ですとか、いろいろ検討している中で、『未来の公共施設』ニュースとか、そういった取組の中で、より分かりやすくということで、そういうものを発行していたり、いろいろやっているのは承知しております。私どもも、この会議の議論をいかに多くの皆さんに知っていただくかということは、どういうやり方がいいのかなということがありますので、私も部下に指示して、いい取組を調べて、どういうやり方がいいのか。今、ユーチューブというようなアドバイスもいただきましたけれども、なるべく早くそういったことで知っていただくという発信のほうはやらなければいけないと思っておりますので、しっかり取り組みたいと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。そのほか何かご意見ございますか。

ないようですので、次に参りましょうか。次は、資料のNO. 4「コミュニティ・スクールについて」ですが、これは資料3のところの「学校の新たな『かたち』づくり」の1つということになります。よろしくお願ひします。

事務局より次の資料を説明【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】

・資料 NO. 4 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。皆さんから意見をいただきたいのですが、ちょっと私のほうから補足的な説明をさせていただきます。

というのは、今回、11ページをご覧くださいますと、コミュニティ・スクールに関する最近年の国の動向・法改正でございます。平成27年の教育再生実行会議のところから書いてございますが、コミュニティ・スクールというのは、実は、平成16年に地教行法という地方教育の組織と運営に関わる法律が改正されまして、学校運営協議会を置く学校を置くことができるということになりまして、そのときから全国的に学校運営協議会を置く学校、つまり、コミュニティ・スクールができるようになりました。

しかしながら、それほど急激に増えたわけではなかったということが一方でありまして、さらには、東日本大震災があり、学校と地域の連携をもっと深めるべきだというふうな議論があつて、それまではむしろ学校運営に関していろいろ意見を言うというところに軸足があつたのですが、それよりも地域が学校を支えるということも重要視しなければならぬというふうに考えられるようになって、資料にありますような形で、新たに協力者会議等々で議論しまして、これは私も協力者会議のメンバーでありましたが、新しい次の方向を示して、中央教育審議会の答申が出たということでもあります。その後、そういうふうに学校を支える組織としての役割も付加されることになって、より学校と地域の連携が密になるような形で進んだというのがこれでございます。

前回の委員からの意見にもありました、保護者の意見を学校に反映させたいというのは、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの趣旨からすると、まさにそれが、保護者・地域の意見を学校の運営に反映させるというところが一番の目的の仕組みであります。そこから始まって、この資料にありますように、地域を支えるという機能も付加されたということをご承知おきいただきたいと思ひます。

そこで何かご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】 今、コミュニティ・スクールに関しまして、寒川小学校での例が載っていたかと思ひます。少しお話しさせていただくと、実際、コミュニティ・スクールの導入というところでは、地域の皆様が学校の

運営に対して入ってくるということで、かなり構えていた部分も職員としてはあったんですけども、寒川小学校においては、実際このようにかなりサポートをしていただいて、一緒に学校運営をしていけているなというところがあるかと思っております。このような形で全町に広がっていくのであれば、歓迎すべきものであるかなと思っております。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。それでは、次にお願いします。

【委員】 私は寒川小学校のコミュニティ・スクールのこの協議会の委員になっておりまして、今、コロナでいろいろできなくて、会議も去年の9月以降できていない状況にあります。最初は、ホームページを作っているいろいろな専門の方とかを募集して地域の方とやっという案があったんですけども、それもこのコロナで頓挫してしまって、その話は進んでないんですが、落ち着きましたらそういうふうに、今、委員の人脈だけでやっているような形になっていますので、そういうホームページとか作成して、開けてやっていくようにしていけたらいいなというふうに思っております。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。お願いします。

【委員】 東中学校のコミュニティ・スクールの委員をやらせていただいています。今、東中学校の今年の議題というか、コロナでなかなか会議がやりづらい環境もあるんですけども、取りあえず、学校は避難所等の役割も兼ねていますよねという意見を私からちょっと出させていただいて、東中学校の立地条件は、避難所的に周りが田んぼで危ないよねという話を私はあげたんですけども、そういった避難とか、つい最近でも、急に大雨が降ってきてしまって、道が水没してしまう、子どもの引取りはどうするのかという具体的な指示が学校側のほうに結構負担がかかっているように見受けられていて。前回も言いましたけれども、寒川の中学校の親というのは、共働きが大分多くて、例えば、子どもの引渡しを頼むにしても、ちょっと親との連絡が取りづらかったりとかというのもあるので、じゃあその連絡事項をどうしようかとかというのも議題には上がっているんです。

そのときに、さっき人脈頼りですよというふうにこの資料も書いているんですが、具体的に窓口というか、私が町の役場のどなたに言えば、例えば、防災であればこの人が寒川町は大体担っていますよかというのが、インターネットで検索しても誰に言えばいいのかなというので、まだ声をかけられてないんですけども、できれば、今後、寒川町がコミ

ユニティ・スクールをこういうふうバックアップしたいよというふうな考えがあると思うので、それでしたら、窓口としてここに問い合わせてくれればアドバイスできますよみたいなのがインターネットで簡単にヒットするようにしていただくと、コミュニティ・スクールに参加している人の意見が町役場のほうにも行ったりとか、町役場から例えば人を紹介してもらったりとか、より専門的な人をコミュニティ・スクールに一時的に招集して話を聞く場を設けたりとか、やりやすくなってくるかなと思いますので、そこら辺も考慮していただけるとうれしいなと思います。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 お二人の委員の方からご意見いただいたとおり、先ほども申し上げておりますが、こういうことやりたいんだけど、どこに相談したらいいんだ、地域のつてと言っても限界もあるしというところであると思います。そういったところで、本来であれば、地域学校協働本部という10ページにありますそういった組織があつて、そこに相談すると、ここは人材バンク的な役割を持っていますので、この方が協力できますよとか、この本部で地域学校協働活動推進委員の方々がいらっしゃいますので、この方々がコーディネートしていただけるといような組織が望ましいと国では示しているところです。

寒川については、他地域に先駆けてコミュニティ・スクールを導入していますが、まだまだ過渡期というところで、今後、設置にとどまらず、やはりいろいろ課題はありますので、発展というか改善をしていくべきというところはあるのかなと声を聞いて思ったところがございます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。コミュニティ・スクールを支える体制づくりというのが教育委員会には必要になってくるというお話であらうかと思います。

コミュニティ・スクールに対して、これはむしろ積極的に進めるべきではないという逆の意見は特にないようだと思うのですが、保護者の皆さんは、特にコミュニティ・スクールにご参加いただいている方はお分かりかと思うんですが、地域の方はどうでしょう。コミュニティ・スクールについて今日お話いただいた状況から説明いただいたことで、何かご意見がありましたらお願いしたいんですが。

【委員】 コミュニティ・スクールは活動の関係がありますが、学校には保護者の会、PTAがあると思っています。そのPTAと重なる部分があるのかなというふうに感じるんですが、基本的に、学校を運営するための協議会ということで、地域とのつながりが主であるということ

です。その辺で、先ほど、このコミュニティ・スクールがなかなか増えていかない、こんなようなお話ですが、その原因というのは一体どこにあるのかなというのがお聞きしたいところです。

【屋敷副委員長】 事務局、お願いします。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 コミュニティ・スクールは広がってきてはいますが、今、寒川町の例を参考にしながら勉強させてくださいということで視察に来られて、藤沢市も設置を始めるなど、広がってはおります。ただ、やはり様々、先ほど他の委員からもありましたけれども、一瞬学校も構えてしまうというか、さらに、何かやらなきゃいけないのかなという、ちょっとそういう部分もあったりして、でも、実際やってみると、地域の方がこういったことを協力してくれたりとかということで、プラスの面でうまくやれば出てくるところなので、そういったまだ理解が、まだまだ周知が徹底してないということが他地域で見られるのかなと。

また、寒川町では、こういったことについて校長会等を通じまして周知を図っているところで、順次導入ということになっていきますので、今後も、寒川町は全小中学校で設置になるということになっていくかなと思います。

【屋敷副委員長】 寒川町の実態に合ったような形で、これからいろいろ活動内容についてはご検討いただくということではありますが、ちょっといま一つPTAとの違いが、特に地域のほうから見ると、PTAと学校運営協議会はどこがどう違うんだというのが見えてこないと思うので、補足説明があればお願いいたします。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 PTAというところもやはり学校を運営するという組織で、非常に重要だと思います。ただ、PTAとなりますと、P、つまりペアレンツ、保護者ですね。Tはティーチャーですけれども、そういった限られた人材というか、関係者ということになりますし、また、年を経ていくごとに人がどんどん替わっていったってしまうというようなこともございます。

これがまた地域というと地域に根ざした方々ですので、そういった関係者はずっと携わっていただけることが可能ということで、継続的な取組ができるのではないかとということです。

PTAの部分につきましては、より学校と学校行事等での部分で役割も既にできていますので、それではまだ取組として広がりさらに欲しいといったときに、地域のそういった力を借りて解決できるということもございますので、そういった部分でコミュニティ・スクールは存在す

る意義があるのかなというふうに思っております。

【屋敷副委員長】 地域の代表でもある自治会の委員から、何かコミュニティ・スクールについてご意見がございましたら承りたいんですが。

【委員】 今までのお話を聞いていまして、PTAと学校、私は自治会をやっていますので、自治会との関係、その辺が私のところはどうもうまく回ってないような気がします。

あと、子ども会というのがあるのはご存じかと思うんですけども、子ども会もなかなか活動がうまくいかない。うまくいかない1つの理由が、役員になる方がいない。子どもはいるんだけど、子ども会に入ってくれない。親が入れない。そんなことで、子ども会がどんどん寒川町からなくなっているのが現状なんです。

その辺のアドバイスを学校とか教育委員会とかでちょっとやっていただくありがたいなという気がしています。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

実は、私も学校運営協議会の会長をもう十数年やっているんですが、そこで感じることは、今のようなお話も含めて、地域のいろいろな教育活動も含めて、いろいろ学校運営協議会で議論できるといいのではないかなというふうに思っております。まず、その中で教育委員会との関係、学校との関係というふうな、要するに、学校運営協議会が学校と地域と保護者をつなげるような役割を、多分、委員構成はそうになっていますよね。なので、そこが大きな発展のポイントかなというふうに思っております。

ご意見をありがとうございました。その辺りが課題として今後考えなきゃいけないところだろうなということは今のお話で分かったかと思えます。

そのほか何かご意見ございませんか。

それでは、ないようですので、次に参りたいと思います。次の資料でございませう。資料の5に参ります。少人数教育について説明をお願いいたします。

事務局より次の資料を説明【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】

・資料 NO. 5 少人数教育について

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

それでは、少人数教育について、ご意見ございましたらお願いします。特に、これについては、直接教育に携わっていらっしゃる先生にお聞きするのが一番かと思うのですが、何かございますでしょうか。

【委員】 少人数につきましては、子どもたちからの意見で一番多く聞かれるのは、やはり安心感があるというふうに子どもたちが言っています。中には、自分の当たる回数が、機会が増えるということで、どきどきするという子ももちろん中にはいるかもしれませんが。

ただ、感想等を聞いた多くの生徒については、先生が近いという意味で、分からないときに声をかけやすいですとか、友達にも聞きやすい雰囲気があるですとか、非常に安心感があるという意見もありますので、なかなか人の確保等も大変な部分はあるかとは思いますが、ぜひ少人数教育のよさを出していただければなというふうに思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。それでは、他何かございますか。

【委員】 やはり人数が少ないほうが子どもたち一人一人を把握しやすいというのは間違いないことかなと思います。

あとは、正直、今の学校はやらなければいけなくなっていることが非常に多くて、自分が教職を志した頃には、まさかこんなオンライン授業とかの準備までしなくてはいけなくなったりとか、GIGAスクールのようにパソコン、タブレットを一人一人使いこなせるような状況で学習をやっていくというのも全く想定できませんでした。

そういう意味では、外国語教育なんかにしてもそうなんですけれども、やるべきことがどんどん増えている中で、なかなか子どもたちと密な接し方というか、しっかりとコミュニケーションを取るという時間が減っていったのかなと感じています。

あと、教材の準備とかにしてもそうなんですけれども、そういった中では、人数は少しでも少ないほうがつながりをつくりやすいというのはあるかなと思います。そこは教職員の働き方改革とも結びついているところだと思うんですが。

ただ、教科によっては、たくさんいたほうがいい面もあるのかもしれませんが。体育実技なんかだとそういった面もあるのかなということですが、その辺、適宜、指導に合った形で選択できるようになっていけばいいのかなというふうに思っています。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

これに対して、授業参観等をされている保護者の立場からはどうでしょう。またご意見いただければと思うのですが。

【委員】 うちの上の娘が小学校の4年生のときに、120人だったので、本当にぎりぎり40人のクラスだったんですけれども、そのとき、ちょっと娘が勉強についていけなくなってしまって、先生も忙しいので、目が行き届かなかったので、そのとき成績はよくなかったんです。

下の娘の学年のときは30人ぐらいだったので、成績もよかったんですけれども、先生との交流も、毎日、一言、うちの娘は、先生が返してくれるという余裕が先生にもあったので、少人数のほうがそういうコミュニケーションとか学力の面でも事細かく見てくれるのかなという印象がありました。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。他の委員からは何か感じられることはございますか。

【委員】 全体的に少人数になればいいんですけれども、小学校のほうが特に、少人数学級にして、先生と子どもとのコミュニケーションが取れるようになればいいかなというふうには思っています。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。その他何かありますか。

【委員】 人数は、もちろん減れば減るほど教師の目が行き届きやすくなるのは非常に想像できると思うんですけれども、先ほど他の委員がおっしゃっていたとおり、想定していなかった仕事が増えているという意見があったので、特に最近だと、コロナで消毒作業が想定してなかったと思うんですよね。数年前は、そんな消毒をしなきゃいけないという作業は一切なかったものが、毎回毎回、多分、この会議が終わった後も、町の役場の人消毒されていると思うんですけれども、その作業工数というか作業時間というのが作業している人に乗っかってきているのが現状で、そのバックアップ体制がないから、結局、時間がなくてバタバタしてしまう。

本業である教育の一人一人生徒に本当は見ていきたいんだけど、规则的に消毒しなければならぬとかそういう制約が乗っかってきていて、そっちに手がどうしても割かなきゃいけなくて、本業になかなか集中できないという面もあるのかなとも思います。

できれば、現場のほうの指示でやってくださいというふうに多々いろいろ国の政策とかを見ていても思うので、そこら辺も、例えば、登校の日数もこうなさいよとか、オンラインしなさいよと言うのは簡単なんですけれども、じゃあ実際やる人間がどうやってやったらいいのといったときに、相談先がなかったりとか、実際、現場の人で何とか頑張ってる回してねというのが現状だと思いますので、人数ももちろんそうなんですけれども、今乗っかってしまっている環境も加味してあげて、少

しバックアップをできるような体制にしていけば、より効果が出るのかなと私は思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。事務局のほうで、今のご意見に対してコメントがもしありましたらお願いします。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 ご意見ありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、例えば、少人数教育というのは1つの手だてであって、それだけで今負担が大きくなっているところを軽減できるかといったら、そうではない。

ただ、委員がおっしゃるとおり、少ないほうが負担の軽減はできます。ですので、これに限らない部分で、学校の負担軽減ですとかそういった部分、先ほどのコミュニティ・スクールもありましたけれども、地域とも一体になって一緒に協力できるところは協力していただきながら、子どもたちのために教育を充実させていく。今求められているものに対して、何とか力を合わせて対応していく。

教育委員会、行政もそうですけれども、そういった部分で、今、ICT支援員というのも配置させていただいて、ICTの部分でアドバイスを具体的に学校でできたり、そういった部分もしていているところですので、今後もそういった支援というのは非常に大事なかなと思っておるところでございます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

少人数教育については、なかなか、これがまずいというふうな反論はしにくいし、また、実際出ていないところですが、何かこのほかご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

【委員】 小学校のときに、実際に少人数での教育を受けていたんですが、先生が近くて、クラスの名前の名前も顔もみんな覚えられるし、先生からも覚えてもらえるし、先生から自分の苦手な単元とかも覚えてもらえるしで、いいこと尽くめだったんですけれども、少人数教室が実際になっていた科目が当時は算数だけは少人数に分けてやってもらえていたという時代だったので、これを例えば英語とか、例えばインターネットのプログラミングの授業とかが今の時代少人数になっていたりしたら、すごく将来に活かしていけることとかも身につけやすいのかもしれないと思うので。

さっきおっしゃっていたこともあって、体育とか音楽とかそういう科目は、少人数だとちょっとできない競技があったりとか、できない曲があったりとかして不便な点はあるけれども、1教科だけではなくて、できれば全部少人数、多学級にさせていただいたら、学びがより深いものに

なるのかなというふうに体験を踏まえて思いました。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

【委員】 孫の話になってしまいうんですけれども、ある孫の学校は、先生が、35人とか言っていましたね、35人のクラスなんだけど、できる子にできない子を教えてあげなさいという教育をしているんです。理解できた子が理解できなかった子を、グループをつくって教え合う。休み時間10分かそこらの話で教えていくそうなんです。それで先生の負担が多少減っていく。

実は娘が2人いて、違う学校の子は、そういうことは一切なくて、当然、先生もかなり忙しいというふうに聞いています。

1つの方法ですけれども、人を分けてはいけないんですけれども、均等に教えて、できない子にできる子が教えるようなシステムをつくるのも1つの手かなというふうに思っています。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

それこそ今求められているアクティブラーニングの1つかなという理解をいたしましたけれども、確かに、教えるほうも教えることによって自分の学びが確認できるというところがありますよね。

【事務局(黄木教育政策課専任主幹(兼)学校教育課専任主幹)】 今、委員にいただいたご意見のとおり、それはグループ学習という名称がついておりますけれども、学び合いですね。子どもたちが一人一人個別にただ学ぶだけではなくて、教え合いながら学んでいくということは、公教育の中で集団で学んでいくという意義に関わってくるのかなと思います。

実は、教えてもらう側だけのメリットではないんですね。教える側の子が実はすごくプラスに働くことになっています。これはアメリカの研究で、ラーニングピラミッドという学習の定着度を研究した研究がございまして、その中で一番学習定着度の高い学習方法は、人に教えることだったんです。人に教えることで90%の学習の定着率があった。

ですので、教える側の子たちこそ逆にプラスに働いているというようなことも今示されているところです。そういうグループ学習というのは1つの手段として非常に有効だと思っておりますし、そういったことが教育現場でも実際に行われているところがありますので、そういった部分でまた進めていければいいかなと思っております。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

それでは、次に参りたいと思います。次は資料の6でございます。小中一貫教育につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局より次の資料を説明【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】

・資料 NO. 6 小中一貫教育制度について

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。小中一貫教育について、これも新たな形の1つとして検討いただきたいということでございます。

私のほうから補足的に説明しますと、先ほどちょっと分かりづらいところがあったと思うんですが、併設型小学校、中学校。これは建物が併設かということ、違うんですよね。建物は併設ではないんです。同じ設置者だということを言っているということです。どうしてかということ、これは、中高一貫が先にあります。中高一貫の制度が先にあって、同じ1つの学校である場合は中等教育学校と言います。

それから、設置者が同じ場合は、併設型中学校、併設型高等学校と言って、それを併設型中高一貫校と呼ぶんです。それが、設置者が違う場合が連携型中高一貫校というふうな言い方をしております。

それと同じような形で小中について今日も整理をしたものが、33ページに書いてあるところです。33、34に書いてございます。35ページにあるのが施設的なつながりをまとめたところであるわけです。

ということで、小学校と中学校が離れていても、小中一貫教育はやっている自治体というのも結構ございます。それも含めて小中一貫教育と言います。先ほどもご説明があったように、教育課程のつながりということが1つポイントになるということでもあります。

ということをちょっと補足したところで、何かご質問とかご意見あればお願いします。

【委員】 1つ基本的な質問をさせていただきたいんですけども、小中一貫教育は、例えば、小学校を100人が卒業しました。その100人がその中学に行くから小中一貫教育と言うんですか。それとも、中学に行ったら、違う小学校からも来る。これは小中一貫ではないと思うんですけども、その辺ちょっと教えてください。

【屋敷副委員長】 小中一貫教育というのは、人がそのまま上に上がる。これを小中一貫教育と言うのではなくて、あくまでも、指導のほうの教育課程がつながっているところに行くことなので、全国の中にはこういった学校があります。小学校から複数の中学校に進学する。

しかしながら、小学校と中学校がいろいろな形で教育課程のつながり

を持っていて、そこで先生方はその教育課程の下指導する。これは小中一貫教育に当たります。

そういうふうなものもある一方で、先ほどご説明があったように、1つの建物に小学校と中学校が入っていて、1人の校長先生の下、全て教育課程のあらゆるものの指導体制が1つになっている、これが義務教育学校なんです。

ところが、そういった形でなくても、小と中の指導のつながりがある、教育課程のつながりがあるような仕組みをつくって、小と中が同じような体制で指導をやっていけるような仕組み、これが小中一貫教育ということになります。

なので、必ずしも建物が一緒でなくてもいいし、1つの小学校から1つの中学校に行かなくても、それは理論上はできるということということになります。

ということをご理解いただいた上で、何かさらにご質問とかご意見ございましたら、お願いいたします。

もう少し詳しく説明をしたいと思います。というのは、これまでの経緯が実はいろいろ厄介なというか、複雑な経緯をたどってきたということも一面あるものですから。

というのは、中央教育審議会で、この資料がございます。資料があるんですが、中央教育審議会でも2回審議されています。一番初めのは平成17、18年頃かと思うんですが、この辺りの審議のときに、小中をつなげるような仕組みというのが必要ですねという議論になって、小中一貫について、そういった仕組みができるように検討しましょうというふうな答申を出しました。

しかし、検討しましょうという答申を出したのですが、実際、それを受けて自治体のほうでは、そういう方向でいろいろ実態として進めようと動きが実はあった。その流れの中で、小中一貫の一番初めは広島県呉市であります。呉市が文科省の研究開発学校の指定を受けて、教育課程を小学校、中学校の決められたものではなくて、そこを多少変更して、小中一緒になって取り組むような体制の研究を始めたというのが初めで、平成11年になります。

そこから始まって、先ほど申し上げた中教審の議論になっていくんですが、ただ、一番初めの平成10年度の中教審では、義務教育学校をつくる、一貫した学校をつくるということまでは行かなくて、まだ検討しましょうという段階にとどまった。そうしていますと、自治体のほうで全国的に小中一貫校を実質的につくるようなところが現れまして、次の

中央教育審議会、平成26年だったと思うんですが、中央教育審議会で、義務教育学校のような、一緒にできるような学校を設置すべきではないかというふうなことで答申をしまして、実際、法律改正が27年に行われて、平成28年から、一体的な、校長は1人で、組織も1つの義務教育学校がつくれるようになりました。

もう一方で、小中別々でも、それが一緒になって連携といいですか、つながりを深めて、カリキュラムを相談して、小と中の接続を滑らかにするような、そういった学校もできるようになったということでありませう。ということで、そういう意味では、20年ぐらいたっているということになります。

何かご質問でもご意見でもございましたら、お願いいたします。先生方は恐らく、いろいろなところの小中一貫の取組についてお話を聞いていらっしゃるんじゃないかと思うんですが、何かその辺りで、ご感想も含めて何かございましたら、お願いいたします。

【委員】 あまり詳しくなく、正直分からない分野だなというところなんですけれども。ただ、寒川町は小学校5校、中学校3校で、割と今でもコンパクトに教育課程を共通にしていける部分はあると思いますから、そこは取り組みやすいところなのかなと思っています。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。その他ございますか。

【委員】 この会での今後の議論を考えていったときに、例えばですけども、小中一貫としての学校づくりの部分と、また、今ある形の部分との中で、町内で共存していくのか、その辺りのところがどうなっているのかなとか。まだ整理がついていないんですけれども、よりいい形でいくといいなと率直に思っています。

【屋敷副委員長】 すいません。急に振って申し訳ありません。そのほかの委員で何か感想でも結構ですので。

【委員】 ちょっと単純な話なんですけれども、今の状況で、併設型の小中一貫校というのは、やることというのは可能なんですか。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 併設型は、ハードの面とソフトの面であると思いますが、小中一貫というのは、屋敷副委員長もおっしゃっておられるとおり、教育課程を編成するということですので、そういう部分は、他の委員からもありましたけれども、教育課程は小中で共有できるのではないかというようなことおっしゃっていたので、そういった部分はできるかと思ひますし、併設型というところを言うと、ハードの面で施設の形態にもつながってきますけれども、施設が必ずしも隣接した一体型でなくても、別々

で離れていても問題ないところです。

もちろん、離れていないで一体とか隣接ができればメリットもありますけれども、ただ、現実問題、施設一体型とか隣接型になりますと、場所の関係ですよね。小中一貫になれば規模が大きくなりますので、1年生から9年生とか、そういった小中が近づけば、またその用地というところで、それが確保できるのかというところの条件というのも出てくると思います。

ですので、寒川町にその余剰があるのかというところも問題になるかと思えますけれども、もしかしたら現実的には、もし取り入れるのであれば分離型。今ある校舎でそれぞれ学校は分かれているけれども、教育課程は一緒に共有しましょうよというようなことはある意味現実的かもしれないかなというふうに感じているところです。

【委員】 ソフトの部分はできるということでしょうか。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 ソフトの部分は、学校間の意識の問題ですので、学校間で、こういった本当にアットホームな町ですので、共有はできるんじゃないかというご意見がありましたけれども、そういったものは可能ではあるのかなというところで。ここでの話になりますけれども、様々な方々から意見いただいた話ではないので、先ほどの学校現場でのお話を踏まえるとそういった部分なのかなというふうに感じております。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員】 素朴な疑問で。私の個人的意見を挙げてしまって申し訳ないんですけれども、先ほど、中高一貫の定義について屋敷副委員長のほうから聞いたんですけれども、そうすると、今の寒川町の学校は暫定的に一貫になっていませんか。私の娘はもう30年も前に学校終わってしまったので、最近も、あの当時は一貫校なんて何もなかったんですけれども、今のお話を聞いていると、今の寒川町ってもう一貫校になっているんじゃないのかなと。一貫校近いですねと素朴に感じるんですけれども、どうでしょう。

【屋敷副委員長】 お願いします。

【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】 小中一貫というものの前に、小中連携というのがありますけれども、そういった部分の連携というところは、寒川町では行われてきたなというふうに思います。それを委員のほうで十分一貫に近いんじゃないかというのは、その連携がよく取れていたというところの表れなのかなというふうに思います。それをさらに、教育課程を9年間見据えて小中で擦り合

わせしていたかというところまではまだ今までは行っていないので、もし小中一貫というのをやるべきというふうになったら、そういった部分の動きというのが必要になります。

それについては、もしやるといっても、実際に準備委員会とか様々時間をかけながらやっていかなきゃいけないところだと思いますけれども、具体的な検討については、次年度計画を策定していく中で、また議論する機会があると思いますので、それまでに様々な情報も各委員にも入ってくると思いますので、そういう中で、またそこで議論していただければいいかなというふうに思っておるところです。

【屋敷副委員長】 ほかにございませんか。

若干追加で説明申し上げますと、平成11年に呉市が始めたそのときの話を聞いていますと、1つは、児童・生徒の自尊心が非常になくなってきていたということがあったという話を聞きました。それから、37ページにありますように、学力や学習意欲についてなかなか課題があって、また、不登校やいじめなども中学校になって急増するといういろいろ大変な状況があったので、ここを何とか先生方が取り組んでいくときに、あまり、小と中の連携をうまくやっていかない限りにおいては、それをクリアできないと、子どもの望ましい成長にはよくないということがあって進めたということです。

その当時を見ると、中学校で様々な課題があったところで、その原因も含めていろいろ考えてくると、小学校からいろいろ手だてをして対策を取って、小と中の先生が協力して取り組まないと、なかなかそういった課題には対応できないということがあったようです。

そういうこともありますし、最近では、逆に、この政策的な目玉としてどんどんそれを進めていくというような動きも全国的にはあって、大規模な小中施設一体の学校をつくる、その中で、例えば、4・3・2に学年段階を区切って、真ん中のところでは、5年生、6年生については教科担任制でやるとか、場合によっては、中学校でやる50分授業を小学校のほうに前倒ししてやるとか、定期試験も小学校の段階から始めるとか。学力向上も含めて、熱心に取り組んでいるところもあります。

かなり地域の実態や課題に応じて、また、小中義務教育の段階でその自治体が何をめざすかというところでの1つの手段といいますか、取組、体制として考えられているところが多いというふうに感じております。

【委員】 屋敷副委員長の話を聞いてちょっと思ったんですけども、私立の中高とかだと、6年間で前倒しして勉強して、高校3年間の

最後は受験対策に時間をしっかり使うとかあると思うんですが、小中の場合とかでもそういったことは可能になるということですか。

【屋敷副委員長】 可能です。可能ですが、考えたら、転校生がいるものですから、転校生がいても、そういったことをやっても支障が起きないようにするような体制、対応を取ってくださいというふうに文科省は言っております。実際、中学校の段階の教育内容を小学校に前倒ししてやっているところもあります。ただ、それで、受験勉強をするということでは実ははないですね。

いろいろ聞いてみますと、自分でいろいろ課題を持って取り組むようなことを小と中の間の、考えてみれば、小と中の教育過程は一部ダブっているんです。その辺をうまく整理して、空いた時間で、今申し上げたような個別の児童・生徒の力を伸ばすようなところに振り向けて、発表だとか自分でいろいろ考えるとか、そういった授業を別途設けて取り組むとか、あるいは、市民科のような、新しい道德に関連するような科目を設けて取り組むようなところもあるということです。

すいません。もう一点教育課程について言いますと、実は中教審の議論の中で、ある委員は小中一貫の特別な教育課程を別途つくるべきだというふうに主張がありましたが、それは義務教育なので、小学校、中学校、転校ということも含めて、基本的に9年間で学ぶというのはしっかり踏まえてできて、学校によってその違いがあるのはなかなか難しいということで、そういった意見が通るということはなかったというふうに記憶しております。

小中一貫教育については、そういうふうなことについて事務局の案では検討するというふうなことになっているというご理解をまずいただいて、具体的には、今後、いろいろ時間をかけて検討していくということになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日のところはこんなところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に参りたいと思います。次は教育環境についてであります。よろしく願いいたします。

事務局より次の資料を説明【事務局（黄木教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹）】

・資料 NO. 7 教育環境について

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

今の教育環境につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】 通学の環境とかの話になるんですけども、資料の1番のアンケート結果でも、歩道をつくってくださいとか、あるいは、監視カメラが欲しいとか、あるいは、ミラーをつけてほしいとかそういう要望があって、実際、国からの指針も、極力そういうのは整備しましょうと言っているんですけども。

実は、私が今住んでいるところが、もともと畑だったところが宅地になって、そこに分譲住宅として販売して、今12棟ぐらい、私道になるんですが、私道から普通の公道に出る丁字路が存在するんですけども、そこに結構前、三、四年前ぐらいから、通学路として使っているので、カーブミラーをつけてほしいというふうに要望しているんですけども、私道というのが存在してつけられませんよというのが大体その回答です。

ただ、学校のPTAの郊外からもあそこは危ないですよという指摘が入って、逆に、不動産屋さんからもあそこは危ないですよ指摘が入って、住民からもつけてくださいという要望があっても、実際のところはつけてくれない。

予算の関係ももちろんあるのでしょうし、ミラーの代金をこちらが払っていいですよと言っても、ちょっと難しいですよというような回答が現在のところ寒川から来ています。そういうのがあると、実際のところ、私の例以外のところにも、歩道が欲しいとかいう案が、いっぱい声があったのに、実際、私の話も3、4年も前ですし、直接、もう一回つい最近、声をかけていったのが2か月ぐらい前の話にもなるんですけども、スピードが遅いんですよ。3年も4年も5年もたってしまうと、子どもは卒業してしまうので。声が上がっているというのは今何とかしてほしいというのを、まずは町の役場の人には知ってほしいというのが私の個人的な意見でございます。

そんなに声が上がっているんだったら1回見に来ればいいんじゃないかなというのが私の意見です。大体、町の役場の受付で話が終わってしまっているんで、1回見に来たらどうかなというのが素直な意見です。

あと、通学距離の関係で、国の基準の半分以下で学校が存在していますよという話もそうなんですけれども、統廃合ももちろんいいんですが、統廃合したときに、アンケートでスクールバスを利用したらいいん

じゃないかという意見もあったと思うんですけども、寒川町の今の道路状態を見ると、軽自動車ぐらいの車幅が適正ぐらいの道路が非常に多いですね。幼稚園とかのああいうスクールバス、ハイエースクラスの車が来ると、擦れ違えない道路がほとんどです。擦れ違えるような広い公道は、岡田の交差点を例に挙げると、非常に渋滞していて、まともに進まない。なので、地域住民の人は狭い道路の生活道路を使って、そこそこの時間で行き来をしているのが現状なので、統廃合するのももちろん私は賛成というか、やれることはやったほうがいいんですけども、実際問題、そこら辺のインフラをちゃんと整えてあげないと、せっかくつくったのに登下校が非常に不便だったりとか、あるいは、防犯上、やっぱりスクールバスでやったほうがいいよねとか、今言っていた、障害のある方が通いやすい学校をつくる上でも、車が乗り入れしやすいほうが利便性は高いと思いますので、そこら辺の道路のほうもちゃんと考えていってあげないと、もしつくるのであればの話なんですけど、ちゃんと検討してほしいなというのが私の意見です。

【屋敷副委員長】 通学に関わって防犯と安全のご指摘でした。そのほかいかがでしょうか。

教育環境ですから、学校の先生方いろいろご意見はおありではないかと思うんですけど、何かございますか。

【委員】 先ほどのお話にもあったんですけど、予算という面もかなり関わってくるんでしょうけれども、町全体の予算の中でしっかりバランスを取って、本当に必要なところには手厚くやってほしいし、正直、ごめんなさい、自分は寒川町民ではないんですけども、ここにお金を出すんだったらこっちに出してほしいなというところも正直感じるころもあるので、そういったところをしっかりと検討して、住民に納得していただけるような予算面の使い道というのを考えていただきたいなというのがあります。

【屋敷副委員長】 課長、お願いします。

【事務局（高橋教育政策課長）】 貴重なご意見、本当にありがとうございます。通学路を含めて子どもたちの安全の確保という意味では、かねてから、町役場のほうでも危険箇所点検ですとか、教育委員会のほうでも通学路の点検といったことは、当然のことながら、毎年度きちんとしております。その中で、いろいろなこれまでの考え方といいますか、ルールといいますか、そういったものがある中で、今、委員もおっしゃっていただいたように、財源には限りがあるということで、いかに優先すべきことをスピード感をもってやるべきことにお金を充ててい

くかということが、当然バランスを取りながら、大事なことであるというふうに思っております。

そんな中で、どうしてここは直らないのかなとか、現実には依然としてあるということは、今のご意見の中でもご指摘いただいたことだと思いますので、できるだけそういったことが少なくなるように、我々の検討の中でも、そういった面が特に配慮していかなければいけない事項ということで、骨子の1つとしても書かせていただいておりますので、それも踏まえて、きちんと方向性を出していければいいのかなというふうに思っております。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

机の配置と教室の広さについてもこの資料にあるところなんです、特にご意見等はありませんか。

【委員】 今、いろいろ意見を聞いていて思ったんですけども、確かに、今、現実的に教育環境の部分の直していかないといけない部分もありつつも、例えば、この2040年だった場合に、多分今よりも高齢者の方が多くなって、災害の避難のときとか、体育館の問題とかがあると思うんですけども、そういった部分も考えていかないといけないのかなという、今の現実的な直さないといけないという部分もありつつも、未来志向でと国の資料にありましたが、その部分、もしかしたらもうちょっと教室も広めに今よりも取ったほうがいいのかという部分もあると思いますし。その部分、ちょっと未来が分からないので、確かなことは言えないんですけども、今、国の資料であったイメージ図を見て、何となく、こういったふうな空間になっているのかなというのはすごく参考になったなというふうに思いました。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

教室の広さについて、何か現状で困っているとかということはあるんでしょうか。

【委員】 現状と聞かれると、うちの学校も1クラスほぼ40人、中学生ですので体格も大きくなっているの、かなり厳しいなと思うのは現状としてあります。それで、この検討委員会で学校の適正化ということで、よりよい教育環境を考えていくところにおいては、ぜひ、そういった現状の改善になる検討がなされていってほしいと思います。

実際問題として、今年度、来年度の2年間の中で、具体的な学校数の部分であるとか、そんなところの方向性も恐らく出していくのかなんていうところの中で、実際に該当するとか関わる部分のところと、町内の3校、5校という8校の現状ある学校とのいろいろなバランスを

考えていくというところも大事なのかなと思っております。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。そのほか教育環境につきまして何かありますでしょうか。

【委員】 地域から言いますと、今まで教室の大きさとか規模とか、そういった話がありましたが、特に防災という面で言えば、地域からすれば、教室の大きさももちろん重要でしょうけれども、体育館の関係があります。万が一の場合には非常に大きな拠点になるのかなと理解しています。その面積とか詳細はわかりませんが、地域からすれば、大きければ大きいほうがいい。こういった具合かなと思いますし、使い勝手のいい体育館、教育環境としてもいいし、地域への開放としてもいい体育館が望ましいんじゃないか、こんなふうに考えています。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

そろそろ時間なので、教育環境について、また何かありましたら、最後、何かありましたら一言お願いしたいのですが。

【委員】 今、体育館のお話が出たんですけれども、防災のことを考えると冷暖房は必須かなというふうに考えているんですが、そういったところに早めに手当てをしていただけるとありがたいなというふうに思います。希望です。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。体育館の冷暖房についても、自治体によっては少しずつ始めています。そういった国の助成の動きも踏まえて対応を考える必要性もあるやに思いますので、いずれにしても、防災対策としての学校施設という視点が重要だというようなご指摘だと思います。引き続き検討できればと思っております。

それでは、特に意見がなければ次に参ります。その他です。最初に、事務局からお願いいたします。

4 その他

【事務局（三澤教育政策担当主任主事）】 既に通知を送らせていただいておりますが、今月31日に開催予定でした学校への視察が、新型コロナウイルス感染症が広がっているというところで延期させていただきました。また改めて、時期を見て、現場を見ていただきたいと思いますので、また、やり方等ももう少し詰めて、もっと現状を把握しやすく、また、検討の際に役立つような視察ができればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一件ですが、机上のほうに本日お配りさせていただきました、次

	<p>回の会議開催通知でございます。日程調整、またコロナの状況等がありますが、ウェブ等での参加も検討しておりますので、ハイブリッドといえますか、現場とモニター等で対応も考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>その他については以上です。よろしくお願いいたします。</p> <p>【屋敷副委員長】 ありがとうございます。</p> <p>今の事務局の説明について、何かご質問等ございますか。ないようですので、最後に、次回以降のことも含めて何かご意見等があれば、お聞きしたいと思います。何かございますでしょうか。ないようですね。</p> <p>それでは、ほかに意見がないようですので、議事を終了させていただきます。</p> <p>本日は、委員皆様のご協力により円滑に議事を進めることができました。誠にありがとうございました。それでは、事務局へお返ししたいと思います。</p> <p>【事務局（内田教育次長）】 長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。副委員長、委員の皆様にご感謝申し上げます。本日、本当に様々な意見をいただきました。</p> <p>いただきました意見も踏まえた上でのさらに検討を深めてまいりたい。適正化に向けての検討というのを深めてまいりたいと思いますので、それに関連するご意見というものはご意見として受け止めさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>引き続き、ご協力を賜りますことをお願い申し上げて、本日は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>配付資料</p>	<p>【資料 NO. 1】 寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート（追加分）自由記述及びまとめ</p> <p>【資料 NO. 2】 寒川町立小・中学校適正化等基本方針骨子（案）</p> <p>【資料 NO. 3】 寒川町における学校適正化に係る教育の在り方について</p> <p>【資料 NO. 4】 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について</p> <p>【資料 NO. 5】 少人数教育について</p> <p>【資料 NO. 6】 小中一貫教育制度について</p> <p>【資料 NO. 7】 教育環境について</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>露木武光、高橋恵一（令和4年2月18日確定）</p>